

徳島県重度心身障害者雇用奨励金制度のご案内

徳島県重度心身障害者雇用奨励金とは、重度心身障害者の職場適応を高め、常時雇用を促進することにより、その職業の安定を図ることを目的に、昭和48年度より実施している、事業主に対する県の奨励金制度です。

・内容

次の制度の対象となった重度心身障害者について、その制度終了後、引き続き一年以上常用労働者として雇用した場合、雇用した事業主に対して雇用奨励金を交付します。

- ・ 特定求職者雇用開発助成金
- ・ 職場適応訓練

・雇用奨励金の額

上記の制度終了後一年間、三カ月毎に、当該労働者一人につき月額二万円が交付されます。ただし、一カ月の賃金が二万円未満の場合には、その賃金の額（百円未満切り捨て）となります。

・申請

雇用奨励金の交付を受けようとする場合は、上記の制度終了後一カ月以内に、ハローワークへ申請書を提出してください。

県において審査後、雇用奨励金の交付が認められたときは認定通知書が交付されず。

・報告

雇用奨励金の認定を受けた事業主の方は、三カ月毎の15日までに重度心身障害者の雇用状況について報告する必要があります。報告書はハローワークへ提出してください。なお、この報告を基に雇用奨励金が交付されますので、報告漏れのないようご注意ください。また、雇用していた重度心身障害者の方が離職した場合には、離職の月の翌月15日までに報告書をハローワークへ提出してください。

・その他

徳島県重度心身障害者雇用奨励金は、重度心身障害者を一年以上常用労働者として雇用した場合に交付されるものですので、対象となる重度心身障害者の方が離職した場合、既に交付された雇用奨励金について返還していただくこととなります。

なお、雇用奨励金の返還については免除される場合があります。